

1 1 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

(1) 海洋の秩序形成・発展

- 「法の支配」に基づく自由で開かれた海洋秩序は、国際社会の安定と繁栄の礎であり、インド太平洋地域の自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、この地域をいずれの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらす国際公共財とすべく、我が国は、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推進しています。(外務省)
- 我が国は海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議や、そこでの活動に積極的に参加しました。平成 29 年度には、国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する新協定が含むべき要素について検討を行う準備委員会会合(3 月～4 月及び 7 月)、第 18 回海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合(5 月)、第 27 回国連海洋法条約締約国会議(6 月)、第 23 回国際海底機構総会・理事会(8 月)、海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議(9 月及び 11 月)に参加しました。また、財政貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構への毎年の分担金拠出に加え、平成 29 年度においては、大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」に対し約 12 万ドルを拠出しました。(外務省)
- また、「海における法の支配」の徹底のため、海洋法に関する国際的・学術的な議論を促進する目的で、平成 29 年 12 月、東京において、外務省、国連大学及び内閣府の共催により第 4 回海洋法に関する国際シンポジウム「大陸棚限界委員会(CLCS)設立 20 周年:成果と課題」を開催しました。(外務省)



第 4 回海洋法に関する国際シンポジウム「大陸棚限界委員会(CLCS)設立 20 周年:成果と課題」
提供:外務省

(2) 海洋に関する国際的連携

- 統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組む「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」の事務局運営経費を中国・韓国等とともに拠出し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。(国交省)
- 平成 29 年 12 月にケニアで開催された第 32 回サンゴ礁保全のための国際枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)総会に出席し、情報共有及び今後の取組について意見交換を行いました。また、東アジアにおけるサンゴ礁生態系モニタリングデータの地域解析を促進するため、平成 29 年 11 月に第 2 回地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア会合を開催しました。さらに、ICRI が 2018 年を 3 回目の「国際サン

ゴ礁年」に指定したことから、国内でも、国際サンゴ礁年 2018 活動登録制度や国際サンゴ礁年 2018 オフィシャルサポーター制度、SNS を通じた情報共有等を実施し、多様な主体の参加によるサンゴ礁保全の取組を積極的に進めています。(環境省)

- 平成 27 年 6 月、国連総会は、国家管轄権外区域(国連海洋法条約上の公海及び深海底)における海洋生物多様性(BBNJ: Marine Biological Diversity of Areas Beyond National Jurisdiction)の保全と持続可能な利用について、新たな協定を作成する旨の決議を採択しました。政府としては、平成 27 年 12 月以降、内閣官房(現内閣府)及び外務省の共催による関係省庁会議を開催し、平成 28 年 3 月及び 8 月並びに平成 29 年 3 月及び 7 月に行われた新協定が含むべき要素について検討を行う準備委員会会合に積極的に参加しました。(内閣府、外務省)
- 平成 29 年 5 月には G7 タオルミーナサミットにおいて、国際法の諸原則に基づく、ルールを基礎とした海洋秩序の維持等、海洋安全保障面における国際社会への強いメッセージを含む首脳コミュニケを発出しました。また、11 月にはローマで開催された「第 3 回海洋安全保障に関する G7 ハイレベル会合」において、我が国からは、アジアやアフリカにおける海賊対策、海洋状況把握(MDA)能力構築支援を含む海洋安全保障に関する取組について発信しました。(外務省)
- 平成 29 年 8 月の第 24 回 ASEAN 地域フォーラム(ARF)閣僚会合において、河野大臣は、南シナ海においては、昨年の閣僚会合以降も大規模な拠点構築が継続している点につき深い懸念を示すとともに、武力による威嚇又は武力の行使等によるものを含め、力を背景に現状変更を試みるあらゆる一方的な行動に対して強く反対しました。また、一周年を迎えた比中仲裁判断は、最終的かつ当事国に対して法的拘束力があり、南シナ海における紛争の平和的解決に向けた更なる取組のための有用な基盤であること、また、国際法に基づき、現場における非軍事化及び自制が維持されることを前提に議論が進み、法的拘束力があり、実効的な南シナ海行動規範(COC)が早期に策定されることを期待する旨述べました。(外務省)
- 海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっている中で、我が国はソマリア沖・アデン湾で海上自衛隊の護衛艦及び P-3C 哨戒機による民間船舶の防護及び警戒監視活動に関係国と連携して実施しています。海上自衛隊の護衛艦には海上保安官が同乗し、法執行に必要な体制を確保しています。また、ソマリア及びその周辺国の沿岸海域の海賊対策のため IMO に設置されたジブチ行動指針信託基金に対し、平成 21 年と平成 23 年に総額約 1,460 万ドルを拠出しました。同基金はイエメン、ケニア及びタンザニアの情報共有センター設置や、ジブチの地域訓練センター建設の取組を通じ、当該地域の海上保安能力強化を支援しています。さらに、国連ソマリア沖海賊対策コンタクトグループの下に設置された、ソマリア海賊訴追取締能力向上支援のための国際信託基金に対して、平成 22 年から平成 26 年までに累計 450 万ドルを拠出しました。また、ソマリア安定化のため、主として治安向上、人道支援として、2007 年～2017 年度総額 4 億 6,800 万米ドルの対ソマリア支援を実施しています。(外務省、国交省、防衛省)
- アジアの海賊対策のため、日本はアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の作成を主導しました。我が国は、ReCAAP に基づきシンガポールに設立された情報共有セン

ターに、事務局長及び事務局長補を派遣し、沿岸国の海上保安機関の能力構築等の同センターの活動を支援してきており、平成 29 年 9 月 30 日から 10 月 7 日にかけて、ReCAAP ISC の協力の下、ASEAN10 か国を対象とした「海賊等対策に係る海上法執行能力向上研修プログラム」を東京、神奈川、広島において開催しました。我が国のこうした人的・財政的な貢献は、国際的にも高く評価されてきています。(外務省、国交省)

- ARF の下でも海上安全保障に特化した ARF 海上安全保障会期間会合(ISM)が平成 21 年以来開催されています。我が国は、平成 23 年 7 月までインドネシア、ニュージーランドとともに、平成 26 年 8 月から平成 28 年 8 月まで米及びフィリピンとともに、本 ISM の共同議長国を務め、また、マレーシアとともに本 ISM の優先分野「国際的、地域的な枠組・取極・協力に基づく信頼醸成」のリード国を務めています。(外務省、防衛省)

- 平成 30 年 3 月には、我が国は東京においてマレーシアと共同議長で MDA をテーマとした ARF ワークショップを開催し、海における「法の支配」の重要性を指摘しつつ、我が国による MDA 能力強化につながる ASEAN 各国への海上法執行能力構築支援を含む MDA の国際連携の重要性を発信しました。(外務省)



MDAに関するARFワークショップ
提供：外務省

- 防衛省では、地域の安全保障環境の安定化・改善等を目的として、東南アジア諸国など関係国の軍・軍関係機関に対する能力構築支援を平成 24 年度から実施しています。これまでのところ、海洋安全保障分野においては、フィリピン(艦船整備)、ベトナム(潜水医学・航空医学)、ミャンマー(潜水医学・航空気象)及びインドネシア(海洋学、海洋に関する国際法)に対して支援を実施したほか、ベトナム及びブルネイに対して捜索救難セミナーを、またベトナム及びタイに対して飛行安全セミナーを実施するとともに、ベトナム、インドネシア、フィリピン、マレーシア、タイ、ミャンマーの 6 か国に対し、国際航空法セミナーを実施し、国際法の認識共有促進を図っています。(防衛省)
- また、我が国は、平成 28 年 11 月の第 2 回日 ASEAN 防衛担当大臣会合において、海洋安全保障の強化のため、海洋及び上空の情報収集・警戒監視、捜索救難の能力向上を目指す ASEAN の取組を能力構築支援や防衛装備・技術協力、訓練・演習といった多様な手段を組み合わせ実践的に支援することを方向性の一つとして掲げた、日 ASEAN 防衛協力の指針である「ビエンチャン・ビジョン」を我が国独自のイニシアティブとして表明しました。同ビジョンに基づき、防衛省は、平成 29 年 6 月にシンガポール沖を航行中の護衛艦いずも及び護衛艦さざなみにおいて第 1 回日 ASEAN 乗艦協力プログラムを実施し、ASEAN 全加盟国及び ASEAN 事務局から参加者を得て、海洋法セミナーや CUES を含む通信訓練、捜索救難訓練の視察等を実施しました。(防衛省)
- 海上保安庁では、海上保安分野における多国間での連携・協力の枠組みとして、平成 29 年 9 月、世界 34 か国 1 地域 3 国際機関から長官級が参加する、世界で初となる

「世界海上保安機関長官級会合」を日本財団と共催しました。同会合では、海上保安分野における地球規模で解決すべき課題について、「海上の安全及び環境保護」、「海上のセキュリティ」、「人材育成」の3つのテーマに分けて先駆的な取組み等が発表され、意見が交わされました。また同月、日本、カナダ、中国、韓国、ロシア、米国の6か国の海上保安機関の長官級が参加する「第18回北太平洋海上保安フォーラムサミット」を東京において開催しました。同サミットでは、北太平洋の治安の維持と安全の確保における多国間での連携・協力の推進を確認するとともに、北太平洋の公海における漁業監視共同パトロールや多国間多目的訓練等の今後の活動について議論しました。さらに平成29年10月には、アジアの19か国・1地域の海上保安機関の長官級が参加した「第13回アジア海上保安機関長官級会合」を開催しアジア海域の重要かつ共通の課題である「捜索救助」、「環境保全」、「海上不法活動の取締り」と、これらの分野に横断的に対応する「海上保安能力に係る人材育成」の4分野について議論しました。(国交省)

- 二国間の海上保安機関の連携・協力としては、平成29年フィリピン沿岸警備隊と交換した協力覚書、また平成27年にベトナム海上警察と交換した協力覚書のほか、米国、中国、ロシア、韓国及びインドの海上保安機関との間で協力覚書を締結しており、覚書に基づき、長官級会合及び合同訓練等を実施しています。平成29年は、モスクワにおいて4年ぶりとなる日露海上警備機関長官級会合を開催し、本庁から地方までの様々なレベルにおいて緊密な連携をはかることで一致しました。その他、韓国及びインドの間でも長官級会合を実施しました。また、合同訓練については、フィリピン及びベトナムに巡視船を派遣し、両国とも日本政府が供与した巡視船とともに海賊対処等の合同訓練を実施したほか、ロシア、韓国及びインドの間でも捜索救助等の合同訓練を実施しました。(国交省)
- 東日本大震災による洋上漂流物については、内閣官房総合海洋政策本部事務局(当時。現在は内閣府総合海洋政策推進事務局。)取りまとめの下、関係省庁・機関が連携し、対応に当たってきました。具体的には、航行船舶等からの情報収集による漂流物の漂流状況の調査を実施しました。(内閣府、外務省)
- 日本、韓国、中国、ロシアをメンバーとする地域協力の枠組である北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)への参画を通じ、日本海や黄海等における海洋環境保全のため、大規模油汚染等への対応体制の構築等、国際的な連携を図っています。(国交省、環境省、外務省)
- 我が国は、北極を巡る国際的な取組において、①北極に関する地球規模の課題への対応や国際的なルール作りへの積極的な参画、②北極評議会(AC)(北極圏国を中心とした多国間の政治的協議枠組み)の活動に対する一層の貢献及び③北極圏国等との二国間、多国間での協力の拡大を進めることとしています。
ACに関しては、平成25年5月のACオブザーバー資格取得を契機に、高級北極実務者(SAO)会合や各種作業部会、タスクフォースなどの関連会合に政府関係者や研究者を派遣し、議論に積極的に参加することを通じて、ACの活動に貢献してきています。(外務省)

(3) 海洋に関する国際協力

- 平成 29 年 10 月、欧州連合(EU)とマルタ共和国の共催でマルタにて開催された第 4 回「アワオーシャン会合」(海洋問題に関する政府、民間、科学者相互の交流促進を目的とした国際会議)に、我が国からは山下雄平内閣府大臣政務官(海洋政策担当)が出席し、我が国の海洋政策を積極的に発信するとともに、「法の支配」と「科学的知見」の重要性を強調しました。(内閣府)
- 平成 29 年 6 月、ニューヨーク国連本部にて開催された「持続可能な開発目標(SDG)14 実施支援国連会議」に出席し、我が国から、海洋ごみ及び海洋酸性化に係る対策や、太平洋・島サミット(PALM)及び小島嶼開発途上国(SIDS)国際会議等に対する協力を発信し、SDG14 の達成に向け引き続き貢献していく姿勢を表明しました。(外務省)
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題については、解決に向けた国際的な取組として、G7 の枠組に加え、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM(テム))や北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)等の多国間の枠組みや、日中高級事務レベル海洋協議等の二国間協議の場を活用し、国際的な取組を進めています。
 - ・ 平成 29 年の G7 ボローニャ環境大臣会合において、平成 27 年のエルマウ・サミットで合意された首脳宣言附属書「海洋ごみ問題に対処するための G7 行動計画」をさらに実施する決意を表明しました。また、プラスチックおよびマイクロプラスチックに対する懸念を改めて表明し、地球規模の脅威との戦いに対するコミットメントを再確認しました。(環境省)
 - ・ また、平成 29 年 7 月の G20 ハンブルクサミットでは、G20 サミットで初めて海洋ごみを取り上げられ、これまでの G7 による取組を基礎としつつ、発生抑制、持続可能な廃棄物管理の構築、教育活動・調査等の取組を盛り込んだイニシアチブ「海洋ごみに対する G20 行動計画」の立ち上げに合意しました。(環境省)
 - ・ 多国間の枠組みについては、NOWPAP において、漂着ごみの回収活動・組成の把握調査と合わせて意識啓発や人材育成を目的とする国際海岸クリーンアップ(ICC)と、各国の施策などを情報共有するためのワークショップが実施されています。平成 29 年度には、富山市において NOWPAP と TEMM の共同ワークショップを開催するとともに ICC も同時に開催し、漂着ごみの清掃活動を行うとともに各国間の情報交換を行いました。(環境省)
 - ・ 二国間協議については、日中高級事務レベル海洋協議の枠組の下で、平成 29 年 11 月、上海において第 1 回日中海洋ごみワークショップを実施し、それぞれの研究成果及び今後の研究活動について意見交換を行うとともに、今後のマイクロプラスチック研究に関する日中間の協力をさらに強化することを合意しました。(環境省)
- 閉鎖性の高い国際水域の環境保全については、平成 29 年度には、NOWPAP 各国の



G7 ボローニャ環境大臣会合
提供:環境省

専門家と共に、NOWPAP の下で作成された改訂版富栄養化状況評価手順書に基づいて、NOWPAP 海域全体を対象とした富栄養化状況の予備評価を引き続き実施しました。(環境省)

- 国際的な枠組の下に実施・支援されている国際アルゴ計画、世界気候研究計画(WCRP)、地球観測に関する政府間会合(GEO)戦略計画 2016-2025、国際深海科学掘削計画(IODP)、ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)に参画し、観測・研究の実施や情報提供等に貢献しています。また、世界各国の研究機関と協定締結を推進しました。(文科省、国交省)
- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 6 次評価報告書策定に資する、アルゴ太平洋センターの運営、熱帯ブイ網や高精度観測網の維持による地球観測解析を推進すると同時に、地球シミュレータを活用し、気候変動予測の精度向上に向けた研究開発を実施しました。また、国際アルゴ運営チームにおいて、関係各国と全球海洋観測システム(GOOS)全体の展開を考慮しつつ、現状の観測網ではカバーしていない領域や新規分野への拡張に向けた計画の検討をしています。(文科省)
- ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)下で実施されている国際海洋炭素観測連携計画(IOCCP)と、世界気候研究計画(WCRP)下で実施されている気候の変動性及び予測可能性研究計画(CLIVAR)の下に設立された全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)に貢献しています。平成 29~30 年度は千島列島の南東側の測線及び東経 165 度に沿った測線において、平成 23 年度以来 2 回目の海面から海底直上までの高精度・高密度な観測を実施しています。また、北東アジア地域海洋観測システム(NEAR-GOOS)のパイロットプロジェクトとして、ロシア科学アカデミー太平洋海洋研究所と共同で、日本海縦断観測を実施しています。(国交省)
- 我が国は、北極を巡る国際的な取組を積極的に発信する観点から、我が国は、ロシア、米国、アイスランド、デンマーク及びノルウェー等で開催された北極に関する国際会議に積極的に参加しているほか、北極圏国を含む関係諸国との間で北極に関する意見交換を行っています。
平成 29 年 6 月には、我が国は、北極に関する日中韓ハイレベル対話(大使級)の第 2 回会合を東京で開催しました。北極に関する科学研究の分野における 3 か国間の協力の可能性等について意見交換が行われました。(内閣府、国交省、外務省、関係省庁)
- 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所とノルウェー地盤工学研究所は、研究協力覚書(MOU)に基づき、津波、海底環境改善、海底土砂流動等の共同研究を実施しています。(国交省)
- ペルシャ湾の環境保全のため、イラク国石油省に対して石油流出事故対策計画策定と共に危機管理チームの能力向上を目的とした技術協力を行っています。(外務省)
- 我が国の輸入原油の 8 割以上が通航するマラッカ・シンガポール海峡の航行の安全対策については、国際協力を推進するために、平成 19 年に沿岸国(インドネシア、マレーシア及びシンガポール)と利用国等による枠組である「協力メカニズム」が創設されました。我が国は、同メカニズムの下で、航行援助施設基金への資金拠出、航行援助施設の整備に関する協力、航行援助施設の維持管理に係る人材育成等を実施していま

す。これに加え、日 ASEAN 統合基金(JAIF)を活用した同海峡における共同水路測量調査を開始するため、平成 29 年 10 月に我が国と沿岸3か国による合議を締結しました。(外務省、国交省)

- ASEAN 諸国の航行の安全対策強化の一環として、日 ASEAN 統合基金(JAIF)を利用して海上交通管制のための ASEAN 地域訓練センターが我が国の支援により平成 29 年 7 月に設立しました。今後も引き続き同センターにおける管制官育成支援を行っていくこととしています。(国交省)
- 各国の海上保安機関の海上保安能力向上を支援することも重要な課題となっています。我が国は、過去 40 年以上にわたり、東南アジア諸国やソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上のため、JICA を通じ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ジブチへの専門家派遣や、東南アジア諸国・ソマリア周辺国に対する招へい研修等を実施することにより、海賊対策をはじめとする海上犯罪取締り、捜索救助、環境防災、水路測量、海上交通等の分野で海上保安機関の能力向上支援を行っています。海上保安庁では、近年のアジア諸国における相次ぐ海上保安機関の設立に伴う、技術指導等支援要請の質的向上及び量的増加に対応するため、平成 29 年 10 月に外国海上保安機関への能力向上の専従部門として「海上保安庁モバイルコーポレーションチーム(MCT)」を発足させました。発足から平成 30 年 3 月までの間、6 か国に対し合計 7 回、MCT 職員等延べ 36 名を海外に派遣し、能力向上支援を実施しました。加えて、ODA を活用し、ベトナムへの中古船舶、海上保安関連機材の供与等も行っています。(外務省、国交省)
- 東南アジア・南アジアのシーレーン沿岸国の能力向上支援に関連しては、上記の専門家派遣や研修の実施以外にも、以下を取り組みました。
 - ・ 平成 28 年 6 月、スリランカへの巡視艇 2 隻の供与に関する書簡の交換が行われました。(外務省)
 - ・ 平成 28 年 10 月、フィリピンへの大型巡視船 2 隻の供与に関する書簡の交換が行われました。また、平成 25 年に署名した「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」に基づく新造巡視艇 10 隻の供与のうち平成 30 年 3 月までに 8 隻が供与済みです。さらに、平成 29 年 11 月沿岸監視レーダー等を供与する無償資金協力に関する交換公文を締結しました。(外務省)
 - ・ 平成 29 年 6 月、ベトナムに対し、新造巡視船 6 隻の供与に関する書簡の交換が行われました。(外務省)
- ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援として、ジブチ沿岸警備隊の能力向上を目的とする JICA 技術協力プロジェクト「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」に平成 25 年度からの 3 年間で計 5 回、延べ 23 名の海上保安庁職員を短期専門家として派遣し、国際法、初動捜査、制圧、鑑識等の講義・研修を実施したほか、平成 26 年 3 月、同国との間で「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」に関する書簡の交換が行われ、平成 27 年 12 月、巡視艇 2 隻が同国の沿岸警備隊に引き渡されました。(外務省、国交省)

- 東南アジア諸国やソマリア周辺国、西アフリカ等の法執行能力向上のため、平成 29 年 7 月～8 月、これらの海上法執行機関職員に対して、我が国で JICA「海上犯罪取締り」研修を実施し、海上保安庁により海賊対策をはじめとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関する講義や実務研修などを実施しました。(外務省、国交省)



海上保安政策課程学位記授与式
提供：海上保安庁



海上保安政策課程1期生・2期生と
安倍総理との記念撮影
提供：海上保安庁

- 平成 27 年 10 月法とルールが支配する海洋秩序強化の重要性について各国との認識の共有を図るため、アジア諸国の海上保安機関の若手幹部職員を対象に海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策課程を開講し、これまでにインドネシア、マレーシア、フィリピン、スリランカ及びベトナムの職員を本課程に受入れています。(国交省)
- アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア人船員国際共同養成プログラム」を推進しており、フィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーから船員教育者を日本に招き、教育現場における実務内容に即した乗船及び座学による研修を行いました。(国交省)
- 平成 27 年 12 月、国連総会で、我が国をはじめ 142 か国が共に提案し、11 月 5 日を「世界津波の日」として制定する決議が全会一致で採択されたところですが、我が国は、毎年 11 月 5 日前後に、世界各地での津波の啓発活動や津波対策の強化を通じ、イニシアティブを発揮していく考えです。平成 29 年度は、アジア太平洋各国における津波防災訓練(8 月～3 月、バングラデシュ、カンボジア、フィジー、インドネシア、モルディブ、ミャンマー、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、ソロモン、スリランカ、タイ、東ティモール、トンガ、ベトナム)、濱口梧陵国際賞の授賞式(11 月 1 日、日本)、「世界津波の日普及啓発イベント(10 月 27 日、ジュネーブ、11 月 1 日、ニューヨーク)」、世界津波博物館会議(11 月 5 日、沖縄)、津波防災と女性に関する研修(11 月 2-11 日、日本)、「世界津波の日」2017 高校生島サミット in 沖縄(11 月 7-8 日、沖縄)などを実施しました。(内閣府、外務省、国土交通省)
- 北西太平洋沿岸国への津波予測情報の提供、関係国の津波警報システム構築への技術支援等を実施しました。高潮・高波等による災害を防止するため、アジア・太平洋地域等への高潮・高波予測情報の提供、技術的助言、情報ネットワーク活動の支援等を推進しました。(国交省)

- 日本・フィリピン・インドネシア三国合同油防除訓練に参加し、連携強化を図っています。(国交省)
- 我が国の造船・舶用工業が有する優れた省エネ技術を活かし、ASEAN 地域における船舶からの CO2 等温室効果ガス削減に貢献するため、平成 29 年 9 月に、マレーシアにおいて、同地域における低環境負荷船普及戦略の策定に向けた第1回実務者会合を開催しました。(国交省)

1 2 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

(1) 海洋に関する教育の推進

- 国立海洋研究法人海洋研究開発機構では、海洋に関する社会教育やアウトリーチ活動の一環として、体験学習、出前授業、講演会、海洋教育素材作成等の取組のほか、水族館や科学館と連携した取組などを行っています。また、マスメディアを有効活用した取組として、テレビ番組やソーシャルネットワークを用いた海洋に関する情報発信も行っています。さらに、国民



八戸港での「ちきゅう」一般公開
提供: JAMSTEC

- の海洋に関する知見を深めるため各拠点の施設や船舶の一般公開を平成 29 年度についても行ったところ、約 3 万 9 千名の来場者があり、我が国の海洋教育推進に大きく貢献しました。(文科省)
- 平成 29 年 3 月及び平成 30 年 3 月に公示された小・中・高等学校の学習指導要領において、海洋に関する教育についての充実が図られました。(文科省)
- 2025 年までに全ての市町村で海洋教育が実践されることを目指し、「ニッポン学びの海プラットフォーム」の下、関係府省・関係機関間の連携を一層強化しています。(内閣府、文科省、国交省)

(2) 海洋立国を支える人材の育成と確保

- アジア太平洋地域を中心とした開発途上国に対し、ユネスコを通じて人材育成への協力を行いました。(文科省)
- 国際機関への我が国からの人的貢献としては、国際海洋法裁判所において、平成 17 年 10 月以降、柳井俊二氏が裁判官を務めており、平成 26 年 6 月の選挙で再選されました。(任期は平成 35 年 9 月末まで。平成 23 年 10 月から平成 26 年 9 月末までは

同裁判所所長)。平成 29 年 6 月には、大陸棚限界委員会委員に山崎俊嗣氏が当選を果たしました(任期は平成 34 年 6 月まで)。さらに、国際海底機構においては、同機構の理事会の補助機関である法律技術委員会及び財政委員会にそれぞれ委員を輩出しています。(外務省、経産省)

- 先進的な卓越した取組を行う水産高校をはじめとする専門高校を「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」として指定し、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するための実践研究を行うとともに、水産高校の実習船整備に係る経費の補助を行っています。(文科省)
- 高等専門学校や大学において、海洋・海事・水産の分野における専門的な人材を育成しています。(文科省)
- 造船業を目指す若者の拡大を図るため、地域の造船企業と教育機関のネットワーク強化のためのインターンシップ等実施ガイダンス及び近年増加傾向にある高等学校における造船教育を更に充実させるための高校生向け造船新教材を作成し、国土交通省ホームページ等を通じて広く一般に提供しました。さらに、新たな取組として、高校における造船教育強化と造船教員の持続的な養成体制の構築を図るべく造船教員の養成プログラムの作成等を行いました。(国交省)
- 海洋に関する幅広い知識を有する人材の育成の観点から、以下のような取組を行っております。
 - ・ 東京大学では 5 研究科と海洋アライアンスが共同し、大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、平成 21 年から「海洋学際教育プログラム」を行っており、平成 29 年度は 157 名が本プログラムに参加しました。(文科省)
 - ・ 東京海洋大学海洋資源環境学部の「海洋学科目群」において、平成 22 年度から 25 年度に行った「気候変動の世紀における体系的海洋学教育プログラム」を基に、海洋学の分野の教員を結集し、物理系、化学系、生物系を統合した教育を実施しています。(文科省)
 - ・ 横浜国立大学の統合的海洋教育・研究センターにおいては、平成 19 年 10 月から「統合的海洋管理学プログラム」を行っています。(文科省)
 - ・ 海洋に関する実習施設の大学を超えた共同利用を推進するため、練習船 8 拠点、臨海・臨湖実験所 13 拠点、水産実験所 4 拠点を認定(平成 29 年 8 月現在)し、地域の特色をいかした実習教育を実施しています。(文科省)
- 平成 29 年度「海の日」関連イベントとして、以下を実施しました。(内閣府、国交省等)
 - ・ 7 月 17 日に東京港晴海客船ターミナルで「総合開会式」を実施。海洋政策担当大臣及び国土交通大臣より、海洋国家としてのメッセージを、次世代を担う青少年に向けて発信しました。
 - ・ また同日、小中高生及びその保護者を対象として、東京港晴海埠頭に官公庁船や民間商船を集め、船舶の一般公開等を実施し、一万人超が来場しました。
 - ・ 同日、海洋基本法施行 10 周年を記念したシンポジウムを開催し、海洋基本法施行 10 年を総括するとともに、第 3 期海洋基本計画の検討において重要と考えられるテーマについて議論を行いました。
 - ・ 全国各地で「海」をテーマとする各種イベントが開催されました。

- ・ 7月15日から8月6日にかけて、「海フェスタ」(第14回)を、兵庫県神戸市において開催しました。
- 海洋開発に従事する技術者が不足するなかで、国際的に通用する技術者等の人材育成のため、日本財団を事務局として「オーシャンイノベーションコンソーシアム」が立ちあがったところ、国土交通省では、同コンソーシアムと連携しつつ、平成28年度に引き続き、海洋開発に必要となる知識を体系的・包括的にカバーする専門教材の作成を進め、完成させる等の取組みを行いました。(国交省)

(3) 海洋に関する国民の理解の増進

- 平成29年7月から8月にかけて、将来の海事産業を担う人材を確保するため、地方運輸局、海事関係団体、教育委員会等と連携し、中学生を対象に、海に関わる仕事の魅力・重要性を知り、進路選択の一つとしてもらえるよう海洋キャリア教育の取組を実施しました。また、平成29年3月に改訂された、小学校・中学校の学習指導要領において、海洋についての記述が充実されたことを受け、初等中等教育における海洋教育プログラム等を作成しました。(文科省、国交省)
- 青少年を含め、広く国民に周知することを目的として、平成27年10月に、パンフレット「海の未来－海洋基本計画に基づく政府の取組－」を作成し、教育関係者等へ配布するとともに、内閣府海洋政策のホームページ¹⁷へ掲載しています。(内閣府)

- 海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人または団体を表彰し、その功績をたたくべく紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、平成29年8月、「第10回海洋立国推進功労者表彰」(内閣総理大臣表彰)を行い、4名4団体が表彰されました。(内閣府、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省)



第10回海洋立国推進功労者表彰
提供:公益財団法人 日本海事広報協会

- 「海の恩恵に感謝し、海洋国家日本の繁栄を願う日」という「海の日」本来の意義を再認識し、海に親しむ環境づくりを進め、広く国民の海に対する関心を喚起することを目的とする「海フェスタ」(第14回)が、平成29年7月15日から8月6日にかけて、兵庫県神戸市において開催されました。(国交省)
- 毎年7月の「海の日」「海の月間」を中心として、全国各地において、練習船等の一般

¹⁷ 「海の未来－海洋基本計画に基づく政府の取組－」 http://www8.cao.go.jp/ocean/youth_plan/youth_plan.html

公開、体験乗船、施設見学会、海洋安全や海洋環境保全についての啓発活動、海洋レジャーの普及や理解増進などのイベントが行われています。また、毎年6月の「海洋環境保全推進月間」において、海洋環境保全の指導・啓発、毎年7月の「海岸愛護月間」において、海岸愛護の普及と啓発を行っています。さらに、毎年11月の「灯台記念日」を中心に全国各地の灯台の一般公開等を行っているほか、地方公共団体等と連携して灯台を活用したイベント等を行い、海上交通安全思想の普及等を進めています。(国交省)

- 海上保安庁では、日本財団等が主催している「海と日本プロジェクト」と連携し、4月から12月までの間、海洋環境保全意識の高揚を目的とし、全国規模の海浜清掃活動を展開しています。(国交省)
- 11月5日「津波防災の日」にあわせ、平成29年11月3日に宮崎県宮崎市において巨大地震による津波を想定した大規模津波防災総合訓練を開催するなど、全国の地方整備局等において各種訓練を実施しています。訓練では、11月5日が平成27年12月の国際連合総会決議において「世界津波の日」とされた趣旨を踏まえ、海外に向けた津波に対する知識の普及・啓発活動にも取り組んでいます。(国交省)
- 毎年7月16日から31日にかけて海の事故ゼロを願い、官民一体となって海の事故ゼロキャンペーンを行っています。(国交省)
- 国土交通省と海の仕事に関係する団体が「海の仕事.com¹⁸」を継続して運営しています。また、(独)海技教育機構と協力し、全国の小学校に広報チラシを配布する等、練習船一般公開について広報しました。(国交省)
- 平成29年夏に「海と日本プロジェクト」の一環としてスタートした「C to Sea プロジェクト」のポータルサイト「海ココ」を平成30年4月に立ち上げ、子どもや若者を始めとする多くの人に海に親しむ機会の拡大を図っています。(国交省)
- 陸と海をつなぐ接点として「海の駅」の設置を推進し、マリンレジャーの振興を図りました。「海の駅」は、平成30年3月末現在、全国に161箇所が登録されており、海からの訪問者の利便性向上のためにクルージングガイドマップの作成や漁業体験等の活動を支援し、地域の特性を活かした海洋観光等を推進しました。また、小型船舶の利用適正化を図るため安全対策、環境保全等について周知・啓発活動を実施しました。(国交省)
- 平成25年5月に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、水域管理者等を中心として各種の放置艇対策の取組を推進しています。(国交省)

¹⁸ 「海の仕事.com」 <http://www.uminoshigoto.com/>

- 国立研究開発法人海洋研究開発機構が毎年開催している全国の児童を対象とした「ハガキにかこう海洋の夢コンテスト」が平成 29 年度に第 20 回をむかえ、23,822 点の作品の応募がありました。また、入賞者全員を海洋調査船の体験乗船に招待しました。(文科省)



「ハガキにかこう海洋の夢コンテスト」文部科学大臣賞
『水深 200m で行うシーラカンスの生態調査』
加藤 立
愛知県 名古屋市立大森北小学校 5 年
提供: 国立研究開発法人 海洋研究開発機構

- 平成 29 年 7 月 11 日から 10 月 1 日、国立科学博物館にて国立研究開発法人海洋研究開発機構等が主催する特別展「深海 2017～最深研究でせまる“生命”と“地球”～」が開催され、来場者が 60 万人を超えました。(文科省)
- 自然環境の保全、地域における観光の振興に寄与するエコツーリズムの推進に取り組む地域への支援や、エコツーリズムガイド等の人材育成を行いました。(環境省)
- 国立研究開発法人水産研究・教育機構は、特許情報等の公開、刊行物の発行やインターネット等を通じた広報活動、公開セミナー等の開催などにより広く一般の方への水産海洋分野の情報発信に努めています。また、さけますに関する展示施設(千歳さけますの森さけます情報館)のリニューアルを行い、さけますの生態やふ化放流事業に関するわかりやすい情報発信に取り組みました。(農水省)
- 国立研究開発法人水産研究・教育機構において、「水産技術交流プラザ」や新たに設置された「水産増養殖産業イノベーション創出プラットフォーム」の運営により、水産分野における産学官の連携を推進しています。(農水省)